

① DXの推進

県内事業者のDXを推進するため、**成長サポート資金（チャレンジ応援枠）の融資対象を拡充**。さらに、DXを強力に推進するため、**令和4年度限定で、融資利率を0.2%引き下げる**。

改正内容

資金・枠		融資対象	利率
成長サポート資金	チャレンジ応援枠 (生産性向上)	「デジタルトランスフォーメーションの推進に取組む方」を追加	1.0%以内 <small>【令和4年度中の申込に限る。】</small>
		その他条件	
		○ 利率は、令和4年度中の申込に限り1.0%以降は、他の資金と同じ1.2%とする。	
		○ 最低融資額を100万円とする。	

- ※ DXの定義について、準備段階を含め、幅広い用途を対象とする。ただし、パソコンを数台導入する等のDXと言えないような案件を排除するため、規模の要件として、最低融資額を100万円とする。
- ※ 既存のIT関係融資は本制度に集約

② 事業再構築の支援

ポストコロナ・ウィズコロナ時代に向けて、意欲を持って事業の再構築に取り組む事業者を支援するため、**成長サポート資金（チャレンジ応援枠）の融資対象を拡充**。さらに、償還方法において、**一括償還を可能とする**。

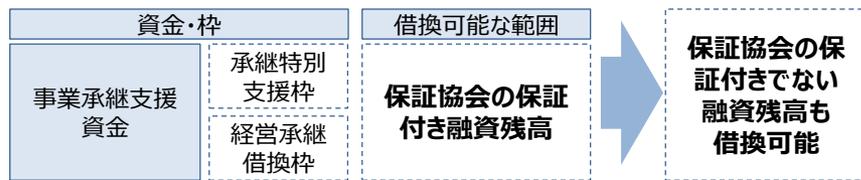
改正内容

資金・枠		改正点
成長サポート資金	チャレンジ応援枠 (補助金)	○融資対象に「国の事業再構築補助金の交付決定を受けた方」を追加
		○融資対象が、補助金等の交付決定を要件とする場合（事業再構築補助金に限らず）、償還方法として「一括償還」を可能とする。

③ 事業承継の促進

事業承継を促進するため、これまで認めていない**保証協会の保証が付いていない融資から、県の事業承継融資への借換を認める**。これにより、事業承継が進まない理由の一つである民間金融機関独自の融資における**経営者保証の解除が可能**となる。

改正内容



- 【参考】当該融資対象者については、財務上、一定の要件が求められる。
1. 資産超過であること、 2. EBITDA有利子負債倍率15倍以内※
(EBITDA有利子負債倍率 = (借入金 - 現預金) / (営業利益 + 減価償却費))
 3. 法人・個人の分離がなされていること、 4. 返済緩和している借入金がないこと
※R4.8.31～緩和 10倍以内⇒15倍以内

④ 経営改善に取り組む事業者への支援

令和3年度に創設した、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、金融機関の伴走支援を受けながら、経営改善に取り組む際に活用できる「**経営支援資金（伴走支援枠）**」について、**国保証制度に併せて、拡充・緩和の上、延長**

※R4.10.1～再拡充
6千万円⇒1億円

改正内容

資金・枠		融資上限	融資期間	利率
経営支援資金	伴走支援枠 (R3新設)	4千万円⇒6千万円 ⇒1億円※	10年以内 (据置5年以内)	1.2%以内
		要件		保証料率
		<ul style="list-style-type: none"> ・売上が前年同期比で▲15% ・金融機関が継続的な支援をすること ・セーフティネット保証の認定が必要 ⇒ 認定を受けていなくても利用可能 	要件緩和	0.2%~1.15% ※セーフティネット保証の認定を受けた場合は0.85%-0.65%=0.2% 【国が保証料の一部を補助】